



(注意事項)

- 1 この書類は、当該指定申請を行う助産師又は施術者が開設している（または勤務している）助産所又は施術所の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。
- 2 指定を受けようとする業務の免許証の写しを添付してください。
- 3 指定された場合には、県告示により告示するほか、指定通知書により通知します。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の規定に基づく指定の申請をしない場合は、指定申請書の該当部分を二重線で消してください。

〈記載例〉

生活保護法第55条の規定に基づき、別添の誓約書を付けて、次のとおり指定を申請します。

~~なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、同様に指定を申請します。~~

(記載要領)

- 1 表題の※のついたカッコの中は、該当しない方を二重線で消してください。
- 2 「氏名」の欄は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 3 「生年月日」の欄は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 4 「住所」の欄は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 5 「業務の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。